

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は 不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 等の一部を改正する省令案について

令和 7 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

離島振興法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める 5 省令について、適用期限の延長等を行う。

2. 主な改正内容

(1) 適用期限の延長

- ・ 令和 7 年 3 月 31 日に適用期限を迎える 5 省令について、国税の特例措置の延長等を踏まえ、以下のとおり期限を延長。
 - ・ 離島振興法、半島振興法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法及び沖縄振興特別措置法に基づく省令：2 年延長（令和 9 年 3 月 31 日まで）
 - ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく省令：3 年延長（令和 10 年 3 月 31 日まで）

(2) 対象事業及び対象設備の見直し

- ・ 国税の特例措置の改正内容等を踏まえ、以下のとおり対象事業及び対象設備を見直し。
 - ・ 離島振興法及び半島振興法に基づく省令：対象事業からコールセンター業等を除外
 - ・ 沖縄振興特別措置法に基づく省令：対象施設から国際健康管理・増進施設を除外

(3) その他所要の規定の整備

- ・ 租税特別措置法の改正に伴う所要の規定の整備。
- ・ 省令改正に伴う経過措置規定の整備。

3. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日